

《ご契約の契約日または共済期間の始期が令和7年3月31日以前の
建物更生共済・火災共済・団体建物火災共済にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～共済約款の一部変更について（令和7年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和7年4月1日に建物更生共済、火災共済および団体建物火災共済の約款変更を行います。

令和7年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とすることをご契約においても、その変更内容を適用しますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 道路交通法の改正に伴う約款条文の変更

（1）対象となるご契約

- ① 建物更生共済契約
（平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を契約日とすることをご契約）
- ② 火災共済契約
（平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすることをご契約）
- ③ 団体建物火災共済契約
（令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすることをご契約）
- ④ 倉庫特約付団体建物火災共済契約
（令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすることをご契約）
- ⑤ 全包括特約付団体建物火災共済契約
（令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすることをご契約）

（2）変更の背景

令和5年4月施行の改正道路交通法により、「身体障害者用の車椅子」の名称が「身体障害者用の車」に変更されております。

（3）変更の内容

道路交通法を引用し、「身体障害者用の車いす」と規定している約款条文について、道路交通法の改正に合わせて、「身体障害者用の車」に変更します。

※ この変更による共済掛金への影響はありません。

2. 変更後の共済約款の内容

別紙「令和7年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とすることをご契約において適用する共済約款の変更内容について」のとおり。

3. 効力発生時期

令和7年4月1日

以 上